

関西業務ニュース

2012年3月27日 No.217

JF東海労働組合新幹線西地方本部

発行 小林 國博 編集 業務部

3月27日「申」第15号について業務委員会開催。

「名古屋車両所における職場諸要求」に関する申し入れについて議論。

春を迎えた今の時期に、昨年要求した諸要求に 今更ながらの回答ならざる回答で答える会社！

《会社回答》

1. 暑さ（熱中症）対策、寒さ対策等について

- ① 毎年、夏期になると職場では暑さ対策が問題となる。特に今年のような猛暑が続く場合は、検修庫の温度が庫出入り口付近では外気温と同等の36℃であっても、庫中央付近になると48.5℃と温度が急上昇し、湿度も高く蒸し風呂状態で厳しい現状である。

今夏、関連会社（CMC）の社員が、作業中に気分が悪くなり、救急車で病院に搬送されたことが2件（男・女）あり、会社は、このような事態を把握しているのかを明らかにすること。また、この事象に対する対策も併せて明らかにすること。

【回答】 CMCにおいて熱中症の事象があったことは会社としては把握している。他会社のことであり対策の詳細については支社権限外事項であるが当社の対策を参考に適切に対応するよう指導している。

- ② 組合は、社員や関連会社社員の個々による健康管理には限界があると考えているが、会社として社員や関連会社社員の健康及び管理・維持をどのように考えているのか明らかにすること。

【回答】 これまでも熱中症対策については実施しているが今後も引き続き必要な対策は実施していく。また熱中症等への対応については社員自身の自己管理によるところも大きいのでその点についても引き続き注意喚起していく。

- ③ 社員の健康管理・維持等を考えて、現場に会社負担の飲料物（スポーツドリンク、ペットボトル入りの水等）が配備されている現業職場がある。この間、毎年要求してきたにも関わらず、名両所には未だに配備されていない。この差別の理由を明らかにすること。

【回答】 防暑対策は名古屋車両所ではこれまでも自販機、冷蔵庫の設置、全員に対してネッククーラーの配布を実施してきたところである。従って「スポーツドリンク」等を配布する考えはない。

- ④ 今年も改めて要求するが、名両所へも会社負担の飲料物（スポーツドリンク、ペットボトル入りの水等）を配備することを強く求める。

【回答】 そのような考えはない。

- ⑤ 庫内の温度・湿度をせめて外気と同等まで下げる為の冷房設備等を来夏までに設置すること。

【回答】 そのような予定はない。

- ⑥ 気分が悪くなったと申告した社員に対して、本人や管理者等による素人判断はせず、会社の責任に於いて何時であっても速やかに医療機関に連れて行くなどの対処を行うこと。

【回答】 体調が悪くなった場合は早めに管理者に申し出ること。ただし医療機関に連れて行くかどうかはその時の状況により判断する。

- ⑦ 会社の責任に於いて当日の出面の健康チェックを行うこと。

【回答】 現行通りとする。健康管理については、社員自身の自己管理によることも大きいので、その点についても引き続き注意喚起していく。なお体調不良の場合は早めに管理者に申し出ること。

- ⑧ まだまだ使用することができる机やロッカーを取り替えている。その余裕があるならば、社員の健康を考えた暑さ・寒さ対策に力を入れること。

【回答】 今後も必要な対策は検討する。

- ⑨ 名両所の現場の詰所は、冬期になると伊吹風と庄内川からの冷気により、底冷えするほど寒く、現在のエアコンの暖房要領・能力では、「霜取り」を繰り返すばかりか「エラー」が表示して機能停止状態が何時間も続くため現場では支障が生じている。このため現実的対応として今でも石油ストーブや温風ヒーターを併用して部屋を暖めている状況にある。石油ストーブ等の使用は火傷等の危険があるため、寒冷地仕様の強力な冷・暖房設備及び床面の暖房に早急に設備更新すること。併せて現在使用中の空調設備の能力及び寒冷地仕様の有無を明らかにすること。

【回答】 現行通りとする。現場詰所の空調に関しては平成20年2月に老朽取り替えを行っている。

2. 通勤手当等について

マイカー通勤者はガソリン価格の急激な変動により、自己の負担額が増えている。

マイカー通勤手当の通勤距離を細分化し、現実に見合った通勤手当額に全般的に見直すこと。併せて名古屋地区近郊のガソリン価格の変動などを把握しているのか明らかにすること。

【回答】 支社権限外事項である。

3. 出勤遅延等の防止について

支社内で出勤遅延が発生すると、出勤点呼時において「関西支社内の出勤遅延は〇〇件目であり、……」と報告し、個人面談等において「目覚まし時計を何個セットしたのか」と現場の全社員に対して事情聴取すると共に目覚まし時計の複数個セットを強要している。出勤遅延の防止対策として、目覚まし時計を複数個セットするように強要するのであれば、社員各自が必要と思う数の目覚まし時計を貸与又は支給すること。

【回答】 そのような考えはない。

4. 老朽化に伴う庁舎の新設等について

- ① 名古屋車両所の庁舎は、国鉄新幹線総局大阪第一運転所名古屋支所開業以降、35年余りが経過して庁舎が老朽化している。

毎年要求しているにも関わらず、庁舎の二階の部屋を挟んで両側のベランダは、水はけが悪いままであり、一旦雨が降ると池のように水たまりが出来、梅雨時期にはヘドロ状の物から悪臭が漂ってくる現状は一向に改善されていない。また、庁舎の2階の更衣室兼詰所窓のへりには細かく長いヒビが入り、台風等の大雨の時期には床面が雨水により大きな水溜まりができる。早急に調査・改善すること。

【回答】 事務所棟の補修は必要の都度実施していく。

- ② 庁舎内の風呂場の脱衣場内における大阪方の壁からは水漏れを起こして腐食している。また、風呂場内の床面がタイルであり、滑り易く転倒する危険がある。大変に危険であるため怪我人が出る前に早急に改善すること。

【回答】 現行通りとする。

- ③ 名両所庁舎内の水道(便所手洗い、各洗面所)水は、特に夏期は大変にカビ臭くて濁っている。水道水を飲むどころか手を洗うだけでカビ臭が手に残るため、手洗いにすら適さないと考える。会社として現状をどのように認識しているのか明らかにすると共に、名両所で使用している上水道は貯水式なのか水道管から直接施設されているのか明らかにすること。

【回答】 改善は必要の都度実施している。水質については決められた検査を実施し問題はない。なお名両所の上水道は貯水式になっている。

- ④ 名両所庁舎内の水道水カビ臭に対する抜本的な対策を要求すると共に、当面の対策として関係社員や関連会社社員、帯泊乗務員等が安心して飲めるように浄水器等の設置を早急を実施すること。

【回答】 現行通りとする。

5. 現場（庫内）、点呼場への移動通路について

- ① 名両所の庫内1・2・3番線においてピット内及びパン点検通路の蛍光灯の劣化及び故障による不点灯が各20～25本と多数あり、作業効率の面や安全上から問題と考える。これまで、現場でも管理者に改善するように申告しているが一向に改善されない。早急に改善すること。

【回答】 設備不良があれば調査のうえ保守所へ修繕依頼を行うなど適切に対処していく。

- ② 庫内入り口（仕業詰所前）の各番線に敷設されている線路の枕木が腐食してボロボロに老化している。場所によっては枕木止めのボルトが約50mmも浮き出て、夜間は特に危険である。本年5月頃に名古屋保線所が調査に来所して、ホワイトチョークで枕木に×マークを入れた。交換等を行うかと考えたが現在も放置されたままの状態ある。早急に改善・修理すること。

【回答】 庫内入り口の各番線に敷設されている線路の枕木については定期的に保線所が検査しており状態は把握している。また申告の都度車両所の管理者より関係箇所へ申告を行い状態に応じて修繕している。なお今後もこのような事象がある場合は管理者まで申し出ること。

- ③ 降雨、特に強い雨の日や強い雪の日に、庁舎や庫内現場詰所から点呼場へ移動する場合に制服が濡れる。また、庁舎横の女性乗務員宿泊施設の1階にある点呼場所から庫内現場詰所への通路に屋根をつけること。

【回答】 現行通りとする。

6. 作業内容等について

- ① 検修作業において、簡単で、単純な、化粧ビス1本、蛍光灯取り替え1本からチェックシートに記入させているが、そのような簡易な作業にはチェックシートは必要ないと考える。チェックシートの記入はそんなに必要なものか見解を示すこと。

また、チェックシートの記入が多すぎて作業に支障をきたし問題である。社員の声を聞き簡素化すること。また、なぜチェックシートの数を増やし、記入方法を複雑にしたのか見解を示すこと。

【回答】 チェックシートは漏れのない確実な後検査をするためにあり正しいチェックを行うことで車両品質を保証するものである。また「チェックシートのない作業はしない」というのが大原則であるので指定のチェックシートがない場合は臨時修繕作業用チェックシートに記入することとしている。作業の遅れ

が懸念される場合は従来通りすみやかに管理者に申し出ること。

- ② 保守班日勤は出面4名（構内操縦担当1名含む）で作業、仕業は出面7名（構内操縦担当1名、申告担当1名含む）で作業をしている。特に、仕業の場合は仕業検査と申告処理の区別無く臨修作業にあたっているが、臨修作業が発生した場合は要員が不足しているといわざる得ない状況にあり、必要な要員を配置するか。または、大きな臨修作業は行わず、軽微な作業にとどめるべきと考える。

【回答】要員操配は適切に行っている。また業務指示等についても業務実態に合わせて引き続き適切に行っていく。

- ③ 事故やミスなどが発生した場合、現在の会社対応は個人への責任追及となっている。安全を第一に考慮する視点で、責任追及をやめて抜本的な原因究明と対策に改めること。

【回答】今後も徹底して原因を究明し対策を実施することにより事故防止に努めていく。その過程において責任の所在を明らかにするケースは当然あり得る。

- ④ J R 西日本会社所属の車両故障が多発しているが、交換部品の在庫も無く、その都度、J R 西日本会社から取り寄せる状況にある。安全やサービスの低下につながると考えるが、会社の見解を示すこと。

【回答】従来からJ R 西日本会社に品質向上に関して申し入れを行っている。

- ⑤ J R 西日本会社所属の車両の故障が発生し、J R 西日本会社所属の車両所等に入庫しても修繕・処置されることなく故障が「継続」のままで再度、名古屋車両所に入庫してくる編成が多く見受けられる。何のためのJ R 西日本会社所属の車両所等への入庫なのか全く疑問である。お客様に対する安全やサービスの低下であり、大変問題であると考ええる。車両の共同運用をしているJ R 東海会社としての見解を明らかにすること。

【回答】従来からJ R 西日本会社に品質向上に関して申し入れを行っている。

7. 手当等について

年末・年始をはじめとして、民間会社ではお盆(夏期)休みがもうけられているが、私達の鉄道会社には、お盆(夏期)休暇なる制度がない。お盆(夏期)輸送時期には、年末・年始手当と同様なお盆(夏期)手当を新設すること。

【回答】支社権限外事項である。

《若干のやり取り》

組合：従前の要求に対する回答と変わらない。どうすれば要求が前進するのか。

会社：出来ることはやる。出来ないことは毎年の要求、要求は色々あるが出来るところからやっていく。車両の品質向上についても特に毎月単位でJ R 西日本に要望し

ている。

組合：改善され要求が毎年同じにならないように強く求める。

1－①について

組合：CMCさんとしてスポットクーラーをつけたとは聞いているが、他には何かないのか。

会社：特には聞いていない。会社は1件と認識している。1件は本人の熱中症との診断ではなく体調の関係と聞いている。

組合：会社施設だから庫内の温度は把握していると思うが、同じ職場で働く者として、もっと強く指導することを要望しておく。

1－②について

組合：この種の議論は何度もしているが、同じ会社内で「有る」「無し」は、差別でだと認識している。

会社：これまで何度も回答した通り、個人で飲むものについては個人で用意するのが原則。例外的措置があっても、そろえるものではない。

組合：保線関係や営業関係は現状で支障があると考えているのか。

会社：効果的な水分補給とか冷やすとかが対策の基本だが、水分は自分でとる。ミネラルは取りづらいから準備している。保線所は基本は据えつつ、自販機もなく水も大量には持ち運べない。必要に応じて配布している。営業も全ての社員ではなく、輸送、案内等を行っている社員向け。職場にあった、環境に応じて整えている。

組合：出来ないということはない会社の状況だとの認識だ。

会社：ウォーターサーバーは新しい物を入れたので、使用してもらっている。原則は各自で取れる対策の範囲で対処してもらっている。

組合：スポーツ飲料を要望しておく。

1－⑤について

組合：具体的な施策はないのか。

会社：現時点ではない。対策は引き続き考えていく。

組合：せめて外気と同じになるように、場渡り的な対策ではなく、根本的な対策を要望しておく。

会社：温度が高い環境にあるという認識はある。

1－⑥について

組合：本人が病院に連れて行ってもらいたいと申告した場合は応じるという認識で良いのか。

会社：そうだが、安静にしていたが良い場合もある。これまでもやってきたことであり、前回も同じ回答をしている。再度同じ申し入れだが、何故なのか。何か事例があるからか。

組合：日頃の会社姿勢に不安があるから再度確認という社員の認識だ。

1-⑦について

組合：回答に「現行通り」とあるが、具体的にはどうやって把握しているのか。

会社：出勤時に対面点呼を行っている。また、本人が体調が悪かったら申告してもらう。

組合：会社として健康チェックをしているということか。

会社：そういうことでやっている。

1-⑨について

組合：基本的に空調の容量が不足しているのではないかと認識しているが、途中で止まる場合がある。メインが途中で止まるのは問題があると認識している。

会社：老朽取り替えとなるが、ヒーター等も活用してほしい。

組合：温風ヒーター等はサブであり、現状ではつらいという認識をもっている。改善を求める。

2について

組合：JRになって見直したことがあるのか。

会社：平成の一桁台の頃、やったと思う。

組合：燃料など金額が全然違う頃だ、時代に合ったものとすべきである。

会社：権限外事項である。

3について

組合：目覚まし時計を複数セット等と会社が言うのなら支給すべきだ。出来ないのなら責任追及はしないこと。

会社：強要では無い。本人のために懲憑である。目覚まし時計の支給とはならない。

組合：個人面談などでも個人の問題に踏み込んで強要している。

会社：出勤遅延は良くない。誰でもありうるから、対策を一緒に考えている。

組合：遅延した人を厳しく追及している。個人の追及は行わないこと。この件では問題も発生している。

会社：何で起こしたか、一緒に考えている。

4-①について

組合：何年越しの問題だ。

会社：清掃はしている。引き続き見ていくしかない。

組合：耐震工事の時に出来ないのか。

会社：耐震工事は水はけのための工事ではない。

組合：耐震工事と併せてやると言うことだ。

会社：あくまで耐震工事として行う工事であり切り分けて考えている。

組合：問題という意識はあるのか。

会社：整備でいけるのか、根本的にやらなければならないのか、工事もどこかどうなるのかわからない。

組合：やる意志があるかどうかの問題だ。改善すること。

4－②について

組合：タイルが割れていたのは改善したと聞くが。

会社：支障した所は対処しないとイケない。

組合：耐震工事で風呂の場所が移動するとかあるのか。

会社：耐震工事の計画で、聞いていないが何ともわからない。

組合：風呂の洗い場の床タイルは滑りやすい何とかすることを要望しておく。

4－③④について

組合：貯水式のタンクの掃除はやっているのか。

会社：定期的にやっている、去年の7月にやっている。

組合：一晩おいた場面で蛇口から出したら、問題が直ぐ分かるはずだ。

会社：使用頻度にもよると聞いている。

組合：長年の問題だ。貯水式を直圧式にすることは可能なのでは無いか。

会社：具体的なことはわからない。

5－①について

組合：過去にも、取り替えた場所が直ぐに切れるなど、インバータなど灯具に問題があるのではないかと。またサービスデスクの蛍光灯反射板が所定の所からずれ落ちているところが多くある。改善すべきだ。

会社：個々の具体的な部分は把握していないが、調査し時間がかかるもの、早くできるものがあるがやっけていく。

組合：現場で管理者に言っても何の返答も無い。手配待ちならその様に返すべきだ。

会社：個別に返すのは難しい。

組合：伝えること。反射板も確認し、改善すること。

5－②について

組合：直したという認識か。

会社：修繕計画を立てたということだ。

組合：去年の5月には把握しており、10ヶ月も経てば放置していると考え。放っておくのはおかしい、早急に対処すること。

5－③について

組合：積年の課題であり、対立を確認する。

6-①について

組合：この問題についても対立を確認しておく。今後も要求は続く。

6-②について

組合：仕業予定を申告におとすということは出来ないのか。

会社：基本的にはない。よっぽどのことがないとない。仕業は計画でやっているの。

6-③について

組合：対立を確認する。

6-④⑤について

組合：申し入れていると言うがJR西会社からの回答は。

会社：個別具体的にやっている。こういうことが発生しているので、こうして欲しいとか、関係部署でやっている。

組合：一昨日、41A、JR西会社のN編成でブレーキ不足で緊急で停止したが、何かやったのか。

会社：きっちり関係部署でやっている。

組合：JR西会社の電車は金をかけて改善するように要請をすること。

会社：他会社のことなので言えないが、回答で申し上げた通りだ。

7について

組合：この時機が社員が一番苦勞している。あって当然と考えているので関係する部署にしっかり伝えることを要求しておく。

以上